

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



○福島県企業局

目  
次

## 福島県企業局

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県企業局管理規程第7号

#### 福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

福島県工業用水道条例施行規程（昭和44年福島県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（量水器使用料の額の算定方法）

**第18条** 条例第28条の2第2項の規定による量水器使用料の額については、当該量水器使用料に係る量水器の設置工事に要した実費相当額を当該量水器に係る更新予定期数で除して得た額とする。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（工業用水道経営課）